

物品売買契約書

医療法人博光会理事長 富島三貴（以下「甲」という。）と、

（以下「乙」という。）

は、物品の購入に関し下記の条項により売買契約を締結する。

第1条（信義誠実の原則）

甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

第2条（契約の目的）

乙は、本契約に係る物品を、甲の発注に従い甲指定の場所に納入し、甲はその代価を乙に支払わなければならない。

- 2 本契約に係る乙が提供する物品の品名、規格・品質等及び売買価格は、次のとおりとする。

〔乙が甲に提供する物品〕

品名	規格・品質	数量	単位	契約金額	うち消費税等額
				円	円

- 3 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び72条の83の規定に基づき、売買代金に110分の10を乗じて得た額である。

第3条（契約保証金）

本契約にかかる契約保証金は免除する。

第4条（納入場所及び納入期限）

乙がこの契約の物件を納入する場所及び納入期限は、次のとおりとする。

- ② 納入場所 当院における指定の場所
② 納入期限 令和8年11月26日

第5条（権利義務の譲渡等）

乙は、甲の承諾を得たときを除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならないものとする。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対し債権を譲渡するときは、この限りではないものとする。

- 2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面をもって甲に通知しなければならないものとする。

第6条（検査）

乙は物品納入の際、甲の検査を受けるものとする。

- 2 乙は、検査の結果不合格であったときは、甲の指定する期限内に当該物品を持ち去らなければならない。もし持ち去らない場合は、甲はこれを他所へ移動することができるものとする。持ち去る場合の費用は、乙の負担とする。
3 検査に要する費用は、全て乙の負担とする。
4 納入現品の所有権は、甲の検査の結果、合格品と認め受領証を交付したときに移転する。

- 5 合格の通知以前に生じた現品の亡失毀損は、全て乙の負担とする。

第7条（支払方法）

- 乙は、前条で定めた検査に合格した物品について、甲に請求するものとする。
- 2 甲は、原則として、物品が納入された日の属する月の2ヶ月後の末日までに、乙の指定する金融機関口座に支払いするものとする。このときの、支払いに付随する諸費用（振込手数料等）は甲が負担するものとする。
- 3 前項で定めた支払日が、甲の取引銀行の休業日に当たるときは、その休業日の直前の営業日を支払日とするものとする。

第8条（履行の遅滞）

- 乙が第4条の期限内に納入しない場合、甲に遅延料を支払わなければならない。
- 2 遅延料は、その未済分に相当する金額に対して、履行期限の翌日から納入をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 天災地変、その他乙の責に帰し難い事由により期限内に履行できないときは、乙はその事由を詳記して期限の延期の申し出を行うことができる。この場合、甲は、乙の申し出が止むを得ないものと認めたときは、遅延料の支払いを免除して履行期限の延期を許可することができる。

第9条（支払遅延に対する遅延利息）

- 乙は、甲が第7条に規定する支払を怠ったときは、乙に対する支払代金に対し、遅延利息を甲に請求することが出来るものとする。遅延利息の額は、支払期限の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未支払い金額に対し、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第8条第1項に基づく遅延利息（2.5%）で計算した金額とする。なお、その額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要しないものとする。
- 2 甲が支払期限までに支払をしないことが天災地変その他やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

第10条（危険負担）

- 本契約の履行に際して発生した損害については、乙が負担するものとする。
- ただし、その損害のうち、甲の責に帰すべき理由により生じた損害については、甲が負担するものとする。

第11条（契約の解除）

- 甲は、本契約に関し、次の各号に該当したときは、本契約を解除できるものとする。
- 一 乙が本契約を遵守せず、甲の指示に従わないとき。
- 二 乙が本契約の解除を請求し、その理由が正当なとき。
- 三 乙がその責に帰すべき事由により、本契約を履行できないことが明らかであるとき。
- 四 乙又は乙の代理人、使用人等が甲の業務執行を妨げ、又は重大な不法不当行為があると認められるとき。
- 五 その他、乙が本契約に違反したとき。

第12条（損害金）

- 乙は、その責に帰すべき理由により本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならないものとする。

第13条（談合等の不正行為に係る解除）

甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人のときにあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為のときに限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読替えて準用するときを含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けたときには、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならないものとする。

第14条（談合等の不正行為に係る違約金）

乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があったときには、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならないものとする。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為のときに限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読替えて準用するときを含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定するときに該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならないものとする。
- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読替えて準用するときを含む。）及び第7項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 二 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - 三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができないものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過するときにおいて、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げないものとする。

第15条（違約金に関する遅延利息）

乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならないものとする。

第16条（反社会的勢力の排除）

- 乙は、当該契約の履行にあたり、反社会的勢力と一切の関係を持たないこと。
- 2 契約締結後に、乙が反社会的勢力であることが判明した場合及び反社会的勢力が直接又は間接的に乙を支配するに至った場合には、甲は、契約を解除することができる。
 - 3 第1項又は第2項の規定に基づき甲が契約を解除した場合、乙に生じた損害について、甲は何ら賠償ないし補償することは要しない。
 - 4 第1項又は第2項の規定に基づき甲が契約を解除した場合、乙は、甲に対し、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として支払うものとする。

第17条（契約の解除）

- 甲は、本契約締結後に乙が反社会的勢力であることが判明した場合又は自ら若しくは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、本契約を解除することを原則とする。
- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為

第18条（個人情報に関する秘密保持等の義務）

- 乙は、本契約に関して、甲から提供された個人情報について、第三者に漏らしてはならないものとする。

第19条（個人情報の複製等の制限）

- 乙は、甲の承認を得ずに、甲から提供された個人情報を複製若しくは送信し、又は当該個人情報記録された媒体を送付若しくは持出してはならないものとする。

第20条（個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応）

- 乙は、甲から提供された個人情報漏えいし、又は漏えいしたおそれがあるときは、直ちにその旨を甲に書面をもって通知しなければならないものとする。

第21条（契約終了時における個人情報の消去）

- 乙は、本契約が終了したときは、直ちに甲から提供された個人情報を消去しなければならないものとする。

第22条（違反したときにおける契約解除等の措置）

- 乙が第18条（個人情報に関する秘密保持等の義務）から前条までの規定に違反したときは、甲は本契約を解除することができるものとする。
- 2 前項に規定するとき、甲は乙に損害を賠償することを求めることができるものとする。

第23条（告知義務）

- 甲・乙は、次の各号に該当したときは、速やかに書面をもって相手方に告知しなければならないものとする。
- 一 代表者が変更したとき。
 - 二 商号、本店所在地等の変更が生じたとき。
 - 三 合併等により会社組織が変更になったとき。
 - 四 その他、取引における重要事項が変更になったとき。

第24条（契約に関する紛争の解決方法）

本契約について、甲・乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、甲・乙は誠意を持ってその解決にあたるものとし、解決できない場合は、必要に応じて甲・乙協議のうえ選定した者に調停を依頼する。

- 2 本契約に関する紛争が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

第25条（契約不適合責任）

乙は、第6条に定める検査後であっても、納入した物品が本契約に適合しない（以下「契約不適合」という。）ときは、その責任を負うものとし、甲の選択に従い、直ちに乙の負担により他の良品との交換、不足分の引渡し又は納入した物品の修補等の履行の追完若しくは当該契約不適合に相当する契約金額の減額をしなければならない。

- 2 前項に定める期間は、引き渡し後1年間とする。

第26条（附則）

本契約に定めのない事項について疑義を生じたときは、その都度、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙双方記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所 熊本市南区御幸笛田 6-7-40

氏 名 医療法人博光会理事長 富島 三貴

乙 住 所

氏 名